

健康診断結果データの活用における同意確認書

1. 記入前の留意点

この同意確認書は、「法定項目で健康診断を実施されている事業所」及び「法定項目外の結果データが不要な事業所」におかれましては記入する必要はございません。

「法定項目外の結果データが必要な事業所」のみご記入ください。

2. 同意内容の確認

下記の該当する1項目に「チェック印」をご記入いただき当クリニックへご返送ください。

なおチェックした内容が証明できる書類を確認させていただく場合がございます。その際にご連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

- 社内回覧、掲示により受診予定者へ周知しましたので、労働安全衛生規則で定められた健康診断項目以外のデータ提供を要望します。
(確認書類) 社内回覧、掲示した内容の書類
- 受診予定者より「同意書」を受け取ったため、労働安全衛生規則で定められた健康診断項目以外のデータ提供を要望します。
(確認書類) 同意書
- 就業規則に健康診断結果データ活用の旨の記載をしたため、労働安全衛生規則で定められた健康診断項目以外のデータ提供を要望します。
(確認書類) 就業規則
- 労働衛生委員会・安全衛生委員会において健康診断結果データ活用の旨の議決をしたため、労働安全衛生規則で定められた健康診断項目以外のデータ提供を要望します。
(確認書類) 同委員会の議事録

上記の通り報告します。

年 月 日

事業所名

ご担当者

印

法定外健康診断項目も含めた結果（全項目）をご希望の事業所様へ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素よりサンピア仙台健診クリニックの健康診断業務につきまして多大なご支援とご指導を賜り、誠に有り難く厚くお礼申し上げます。

個人情報保護法に伴い、事業所様への労働安全衛生法の法定項目外の結果報告は、受診者ご本人の同意が原則必要となります。

当クリニックといたしましては、下記方法によりご本人様のご意向をご確認いただき、別紙の「健康診断結果データにおける同意確認書」のご提出をもって、法定外項目の結果報告を行いたく存じますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

なお、「法定項目で健康診断を実施されている事業所」及び「法定項目外の結果データが不要な事業所」におかれましては、同意確認は不要ですので申し添えます。

敬具

記

1. 法定外健康診断項目も含めた報告のためには以下4つの方法のうち、いずれかにてご確認をお願いいたします。

(1) 任意の形式による社内回覧、掲示等で受診予定者に周知し不同意の方のみ申し出て頂き、他の方は同意とみなす。

(2) 受診予定者からそれぞれ「同意書」を提出してもらう。

(3) 就業規則に健康診断結果データ活用の旨を記載する。

- ・記載例「労働安全衛生規則で定められた健康診断項目以外の生活習慣病等健康診断項目の結果については、社員からの申し出がない限りプライバシー保護に十分配慮し、社員の健康管理に活用する」
- ・就業規則改定は所轄労働基準監督署への届け出義務があります。
- ・内容は掲示などで従業員への周知が必要です。

(4) 労働衛生委員会または安全衛生委員会の議決による。

- ・議決内容例「労働安全衛生規則で定められた健康診断項目以外の生活習慣病等健康診断項目の結果については、従来通りプライバシー保護に十分配慮し、社員の健康管理の一環として活用する」
- ・証拠資料として議事録に残しておかなければなりません。
- ・内容は掲示などで従業員への周知が必要です。

2. 同意の有無に関係なく健康診断データをご報告できない場合

(1) センシティブな健康診断項目

「HIV（エイズ）」、「B型肝炎」、「C型肝炎」、「梅毒」、「メンタルヘルス」等に関する検査項目は原則提供することができませんので、ご理解頂きたくお願い申し上げます。

(2) 健康保険組合、全国健康保険協会及び特別な場合による健康診断

別紙、「健康診断結果データにおける同意確認書」をご記入頂いても法定外健康診断項目をご報告できない場合がございますので、ご理解頂きたくお願い申し上げます。

3.ご返送頂く書類

上記、「1.法定外健康診断項目も含めた報告のため(1)～(4)までの方法」から1つを選択し、

別紙、「健康診断結果データにおける同意確認書」をご記入頂き、当クリニックまでご返送くださいますようお願い申し上げます。

以上